

建築行政上の活用への取り組み

国土交通省では、現在「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方について」検討が行われており、災害時の避難の円滑化や災害時の連携、調整に関する計画のあり方がテーマとなっている。

内発協では、新たな建築行政に対応していくため、以下の取り組みを推進していく予定である。

1. 非常用発電設備の確保

非常用発電設備は、建築基準法上は『避難設備』として、消防法上は『初期消火設備』として、主に建築物の火災時を想定して設置されているため、運転時間(=燃料備蓄量)は60分以上というのが一般的である。このため、災害時のライフラインという位置づけの認識はなく、今後は、

- ① 地震や台風などの自然災害や、送電線切断時を想定した場合、長期間にわたる電力供給が必要である。
- ② 建築物が高層化、大型化、複合化しているため、防災設備用だけでなく保安設備用として、また長期停電時には一般設備用として、電源が必要である。
- ③ 水の確保のため井戸や地下水槽のポンプ用電源として、蒸気や温水の供給のため熱供給設備(コージェネ)として、電話通信回路の確保のための電源として必要である。
- ④ 複数系統の電力網が全て遮断され孤立した場合を想定し、独立したライフラインを確保しておくため、発電所としての機能が必要である。

内発協としては、非常用発電設備が火災時以外の災害時にも対応できるよう、発電所としての機能を備えた常用防災兼用発電設備の活用、防災設備以外で必要とされる設備への電力供給など、多種多様な目的に使用可能な発電設備の設置を推奨している。今後は、建築主が非常用発電装置を火災時における停電の際の予備電源としてではなく、災害時のライフラインという位置づけで設置していただくよう、取り組んで行く。

2. 建築確認申請書の添付図書

構造計算書の偽装行為並びに建築確認審査機関の審査不備による、建築確認審査に関する法令違反が生じた。このため、建築確認審査等において審査対象となる確認審査の申請書に添付すべき図書及び明示すべき事項等が明確にされた。これにより、建築設備の予備電源として非常用発電設備を設置する場合、非常用発電設備の種類、構造、容量及びその算出方法などを明示した構造詳細図を提出することとなった。

内発協では、設置者や設計者が負荷設備に応じて適切な非常用発電装置の出力(容量)算定が容易に行えるよう、計算プログラムを開発しており、本プログラムで計算された非常用発電装置の出力(容量)算定結果については、消防行政上、広く関係者に活用されている。今後は、建築確認申請及び審査時においても、建築主、設計者、建築主事、建築確認審査機関が本プログラムを活用していただけるよう、取り組んで行く。

3. 定期検査の項目、方法及び判定基準

昇降機(マンションのエレベータ、ショッピングセンターのエスカレータ)や遊戯施設(ジェットコースター)において人身事故が相次いだ。このため、建築基準法に基づく定期検査が適切に行われるよう、定期検査の項目、方法並びに是正の必要性等の判断基準について、法令等により明確にされた。これにより、建築設備の予備電源として設置する非常用発電設備についても、建築士又は建築設備検査資格者が行う定期検査の項目、方法並びに判定基準が明確にされた。

内発協では、「自家用発電設備専門技術者」資格制度を設け、非常用発電設備の点検・整備を行う者に対し、必要な知識を習得させており、電気事業法上は「構造及び性能に精通する者」として、消防法上は「必要な知識及び技能を有する者」として、実際の点検作業等を行っている。今後は、建築基準法に基づく定期検査時においても、建築設備の予備電源である非常用発電設備については、本資格者を活用していただけるよう、取り組んで行く。